

鳥取市の取り組みについて

(秘書課広報室)

テーマ	SNSを活用した情報・魅力発信の取り組みについて
鳥取市の取り組み状況 (現状)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人の公務員キャスターが運営する「とっとり知らせ隊」、市役所の若手職員が運営する「鳥取いいね」など、市役所内で8つのfacebook ページ(資料参照)を運営し、情報発信を行っています。また、公式 twitter も開設しており、市の新着情報や報道提供資料などを発信しています。 ・ 庁内各部局員で組織する「鳥取市 SNS チーム(資料参照)」を立ち上げ、今年度3回会議を開催しました。その中で、SNSの効果的な活用方法やfacebook ページのファン獲得のためのアイデアなどについて議論しました。 ・ 市報、チラシ、CATV、新聞、ラジオなど、さまざまなメディアを活用して、facebook ページによる情報発信を行っていることの周知活動を行っています。(資料参照)
今後の方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の SNS による情報発信能力(文章の表現技法、情報発信のタイミング、写真の撮り方など)の向上を目的とした研修を計画しています。 ・ 来年度はイベントの開催に合わせ、facebook ページのファン獲得に向けた PR 活動を行う予定です。詳細は今後 SNS チーム会議で検討していきます。
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS チーム会議を通して、市の情報発信における SNS の役割と活用方法を明らかにし、職員への理解・参画を促していくことが課題です。 ・ 人々が SNS で得た情報を市の公式ウェブサイトで詳しく調べられるように、SNS とウェブサイトの連携強化を図ることが求められます。
その他 ※参考資料等があれば添付してください。	

※参考資料については、様式など問いません。

鳥取市SNSチームメンバー(平成25年度)

部 局	課 名	職 名	氏 名
総務部	職員課	主 事	山村拓也
庁舎整備局	庁舎整備局	主 幹	宮崎 学
総務調整監	市民税課	主 事	清水康代
総務調整監	財産経営課	主 事	加藤禎之
防災調整監	危機管理課	主 事	國廣徳子
企画推進部	企画調整課	主 任	蔵増 彩
福祉保健部	生活福祉課	主 事	安富拓馬
	保険年金課	主 事	小林芽久美
健康・子育て推進局	児童家庭課	主 幹	浜部あずさ
経済観光部	経済・雇用戦略課	主 任	入江卓司
	観光コンベンション推進課	主 幹	筒井真二
農林水産部	生産流通振興室	主 任	新井野りさ
都市整備部	都市企画課	主 事	富永久美子
	中心市街地整備課	主 事	足立麻由子
	都市緑化推進室	主 幹	小森毅彦
環境下水道部	生活環境課	主 事	浅井崇典
市議会事務局	市議会事務局	主 任	増田和人
教育委員会	教育総務課	主 任	山本靖裕
	学校教育課	主 事	若宮健一
事務局	広報室	企画員	中野恵理子
		企画員	木村美弥
		主 事	藤原輝仁

計 22 人

鳥取市ソーシャルネットワークワーキングサービスの活用状況

SNSの種類	ページ名	内容	担当課
ツイッター	鳥取市公式ツイッター	鳥取市公式HPの新着情報及び報道提供資料を提供(自動配信)	広報室
	鳥取市公式フェイスブック	鳥取市公式HPの新着情報及び報道提供資料を提供(自動配信)	
フェイスブック	とっとり知らせ隊	2人の公務員キーマスターが鳥取市の話題を取材し、その魅力を発信(手動配信)	広報室
	鳥取いいね	鳥取市で行われるイベントや観光情報、まちの話題や各課の情報をお知らせ(手動配信)	
	鳥取市長	鳥取市長の日々の動静をお知らせ(手動配信)	秘書課
	鳥取道全線開通!「因幡の道」	鳥取自動車道に関連し、「道路」をテーマに、そこから見える風景や建設工事の裏側、開通情報などをお知らせ(手動配信)	都市企画課
	鳥取市中山間地域振興課	鳥取市役所中山間地域振興課からの情報をお届け(手動配信)	中山間地域振興課
	市民の命とくらしを守る「鳥取市庁舎整備」	鳥取市の市庁舎整備に関する取り組みについてお知らせ(手動配信)	庁舎整備局
	鳥取市関西事務所	鳥取市で行われるイベントや観光情報、関西でのイベント情報を発信(手動配信)	関西事務所

空き家を管理する条例へのご意見を募集します!

鳥取市からのお知らせ
平成25年10月発行

「鳥取市空き家等の適正管理に関する条例(案)」への市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. なぜ、条例を制定するのですか?

管理されず放置され、老朽化した危険な空き家の相談が年々増加しています。鳥取市は良好な景観及び市民の生活環境や安全で安心な地域づくりを目指すため、空き家の所有者に対し、適正管理等を定めた条例を制定することとなりました。



【ポイント】

- ・市民及び所有者の責務を明確化
- ・管理不全な状態である空き家等に対する措置

【空き家に関する相談件数と空き家の状況】

① 年度別、空き家に関する相談軒数

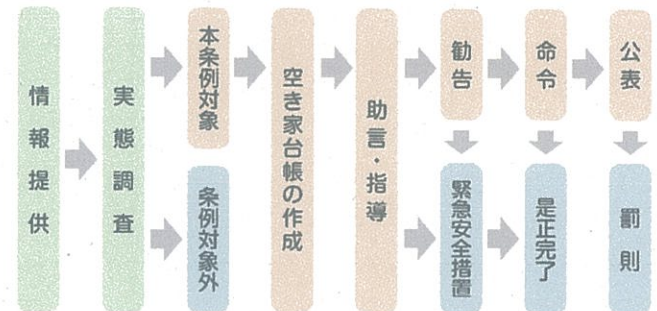
相談年度	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	合計
相談軒数	9軒	2軒	4軒	3軒	12軒	5軒	39軒	74軒
解決軒数	8軒	1軒	1軒	3軒	5軒	3軒	16軒	37軒

② 自治会空き家調査結果

H25年3月実施：回答率 80.28% (5月13日時点)

空き家の種類	住宅	共同住宅	店舗付住宅	店舗	その他	合計
空き家軒数	1731軒	52軒	46軒	82軒	96軒	2007軒
老朽危険空き家 [※] 軒数	240軒	6軒	5軒	11軒	35軒	297軒
老朽危険空き家率	13.86%	11.54%	10.87%	13.41%	36.46%	14.80%

3. 条例制定後の運用の流れ



4. ご意見募集の方法

【募集期間】平成25年10月1日(火)～21日(月)

【提出期限】平成25年10月21日(月) 17:00必着

【提出方法】様式は問いません。住所・氏名・電話番号等を明記のうえ、下記提出先に直接ご持参いただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せ下さい。

※電話、来庁等による口頭のご意見はお受けできません。

【条例(案)資料の入手方法】下記の場所で資料を配布します。

- 建築指導課 (市役所本庁舎1階)
- 市役所総合案内 (市役所本庁舎1階・市役所駅南庁舎1階)
- 各総合支所 ● 各地区公民館
- 鳥取市公式ホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp>

【提出・問い合わせ先】鳥取市役所 都市整備部 建築指導課
住所：〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
電話：0857-20-3281 FAX：0857-20-3059
E-mail：kensido@city.tottori.lg.jp

2. 条文の主な内容

項目	内容
緊急安全措置 (第9条)	空き家等の管理不全な状態が切迫している場合であって、その所有者等が措置を講じることができない特別の事情があると認めるときは、所有者等の同意を得て、必要な最低限度の措置を講じることができます。なお、これに要した費用は所有者等に請求するものとします。
命令 (第11条)	勧告を受けた所有者等が、勧告に応じないとき又は管理不全な状態が切迫している場合にもかかわらず緊急安全措置に同意しなかったときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができます。
公表 (第12条)	命令を受けた所有者等が、正当な理由なくその命令に従わないときは、命令を受けた者の住所、氏名、空き家等の所在地及び命令内容等を公表することができます。
罰則 (第18条)	市の命令に従わず、公表をされた後においてもなお正当な理由がなくその命令に係る必要な措置を講じなかった所有者等は、5万円以下の過料が科されることがあります。

5. 定義

この条例で使用する用語について、次のとおり規定します。

(1) 空き家等：

市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものも含みます。）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地（空き家の庭木等も含みます。）

(2) 管理不全な状態：

空き家等が以下の状態になったものが該当します。

- ① 老朽化により台風等の自然災害で倒壊するおそれがある状態
- ② 建築材等の飛散のおそれがある状態
- ③ 不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態
- ④ 衛生上有害であると認められる状態（庭木の繁茂、害虫の発生等を言います。）



鳥取市の魅力や、みなさんとコミュニケーションを図るため、フェイスブックでも情報発信を行っています。



鳥取市長



鳥取いいね



とっとり 知らせ隊

鳥取大地震から70年、防災力の向上を目指して

今年、昭和18年(1943年)9月10日に発生した鳥取大地震から70年の節目の年で、鳥取市も様々な取り組みを行っています。9月8日(日)には「とっとり防災フェスタ2013」、9月10日(火)には「総合防災訓練」、「鳥取大地震70年フォーラム」を鳥取県との共催で実施する等、防災力の向上を目指しています。

1. ～鳥取大地震70年～ 鳥取市防災フォーラムを開催します

- 参加無料**
- 【日 時】平成25年11月7日(木) 午後1時30分～
 【場 所】鳥取市民会館(鳥取市掛出町12番地)
 【内 容】① 鳥取市防災ポスターコンクール表彰式
 ② 講演 ジャーナリスト 吉村 秀貴氏
 ・元NHK解説委員、一般財団法人 都市防災研究所 理事
 ・数多くの災害現場の取材、調査を担当
 平成25年鳥取市報9月号の「鳥取市を語る 市政への提言」に鳥取市長の対談が掲載されています。
 ③ 来場者全員参加による避難所運営ゲーム
 ※内容は、今後変更になる場合があります。

2. 平成25年度第1回防災会議を開催しました

平成25年9月13日(金)に鳥取市防災会議を開催しました。

(1) 災害対策基本法等の改正について

① 改正の概要

- ・避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、地域の支援者との間で情報共有するための制度の創設。
- ・個々の被害状況や支援状況などを集約した被災者台帳の作成制度を創設。
- ・避難場所及び避難所の指定基準等を踏まえ、既存の避難場所について見直しを検討。

② 今後の予定

- ・今後、12月までに示される国のガイドライン等と災害時要援護者支援制度など鳥取市が既に実施している制度との整合性を含めて計画の修正案を検討。
- ・平成26年2月頃に第2回鳥取市防災会議の開催とパブリックコメントの実施。
- ・平成26年3月に第3回鳥取市防災会議を開催し地域防災計画の修正。

- (2) 鳥取市庁舎整備推進本部会議の中間報告について
 庁舎の耐震化、設備の信頼性の向上は平成23年度の鳥取市地域防災計画の修正事項でもあり、平成25年8月23日に公表された「鳥取市庁舎整備の防災機能と窓口サービス機能の強化に関する中間報告」の説明を行いました。
- (3) 8月1日・9月4日の大雨について
 避難勧告を発令した大雨の経過等について報告しました。
- (4) 意見交換
 鳥取市の災害経験及び教訓を風化させることなく、市民のより一層の防災意識の向上を図っていくため、鳥取大地震の起きた9月10日を「鳥取市防災の日」とすることについて提案があり、今後、検討を進めていくことになりました。

3. 「総合防災マップ」・「防災ハンドブック」を活用ください

- ・鳥取市では、洪水等の危険地域、避難所の位置や適用性を掲載した「総合防災マップ」と、災害・避難に関する行動や情報の入手方法などをまとめた「防災ハンドブック」を作成しました。災害時の事前の備え、早期避難、安全確保に活用ください。
- ・マップ・ハンドブックは、危機管理課、各総合支所で配布(無料)しています。



お問い合わせ 防災調整監 危機管理課
 電話 0857-20-3127
 メールアドレス kikikanri@city.tottori.lg.jp

facebook

市民の命とくらしを守る「鳥取市庁舎整備」

<https://www.facebook.com/tottorichoshaseibi>

鳥取市が進める庁舎整備について、皆さんに情報提供を行うとともに、皆さんからの質問や市の考え方などを発信しながら、コミュニケーションを図ることを目的としています。

フェイスブックを開設!(9月12日)

カメラ付端末でQRコードを読み取り、簡単にアクセスできます。



市庁舎整備 Q & A

Q: 「災害のときの庁舎の役割は?」

A: 災害が起きたとき、もっとも重要なのは初動対応です。中枢となる対策本部がしっかり機能して、迅速かつ的確な初動対応を行うことが、被害を軽減する絶対条件です。

そのため、市庁舎に災害対策本部会議室を常設し、情報収集や発信、災害対応などを強化しなければなりません。防災機能を強化した庁舎整備は、次の観点から旧市立病院跡地が望ましいと考えています。

- ① 広いオープンスペースを確保できる敷地面積
- ② 土のう用の砂の備蓄等、防災機能をもたらすことができる都市公園が隣接
- ③ 対策本部から離れ過ぎない距離で、一定の耐震安全性を持つ駅南庁舎に、サポート/バックアップ機能を確保

※防災機能強化の具体的な検討内容は、防災機能と窓口サービス機能の強化に関する中間報告をご覧ください。

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1377238055532/index.html>

※写真は、平成24年4月1日に開庁した長岡市役所の災害対策本部室



Q: 「合併特例債って何?」

A: 合併した市町村のみに認められている制度で、毎年の返済額に対して、国から7割の支援を受けることのできる今までにない、有利な借入金です。

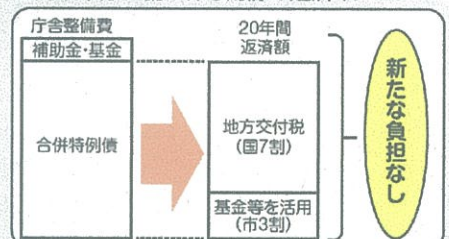
鳥取市では、学校、保育園、道路、公民館、消防施設の整備などに、この合併特例債を計画的に利用しています。通常、庁舎整備を行う場合に活用できる国の支援はありませんが、合併特例債であれば、国の支援を活用できます。この合併特例債(利用期限は平成31年度末まで)を利用し、さらに、元利償還(返済)には、既に積み立て済みの基金(貯金)を活用することで、新たな負担を市民に求めることなく、庁舎整備を実現することができます。

Q: 「合併特例債は当てにならないのでは?」

A: 合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法が国会で成立していることから、合併特例債が望めないということはありません。

尚、平成24年度の鳥取市の地方交付税の算定では、これまで利用した合併特例債の当年度分の元利償還額(返済額)の7割にあたる11億円が交付税として国から支援されています。

■鳥取市庁舎整備に係る財源と返済イメージ



※合併特例債(期限:平成31年度末まで)を活用した場合
 ※公共施設等整備基金 34億円(H25.5.31現在)

この他にも、いろいろな情報を発信しています。ページの「いいね!」のクリックで、タイムリーに情報をご覧いただくことができます。

お問い合わせ: 総務部庁舎整備局 (電話: 0857-20-3012)